

# 令和8年度東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱

7福祉高施第1703号

令和8年3月31日

改正 8福祉高施第548号

令和8年6月12日

## (通則)

第1条 東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金(以下「補助金」という。)は、東京都地域医療介護総合確保基金事業(介護分)実施要綱(平成27年10月27日付27福保高計第336号。以下「実施要綱」という。)に基づき実施する事業に係る経費の一部を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱(平成30年7月10日付厚生労働省発医政0710第2号・厚生労働省発老0710第1号・厚生労働省発保0710第2号の別紙)、地域医療介護総合確保基金管理運営要領(平成26年9月12日付厚生労働省医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号の別紙)及び東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (目的)

第2条 この補助金は、都内に開設(改築による再開発時、既存施設の増床及び一時移転型改良工事を含む。以下同じ。)される介護施設等の開設時に必要な初度経費(設備整備、職員訓練期間中の雇上げ、職員募集経費、開設のための普及啓発費、その他事業の立ち上げに必要な経費)を支援することにより、開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を図ることを目的とする。

## (補助対象事業)

第3条 この補助金の対象とする事業は次に掲げる事業とする。

- (1) 別表1に掲げる対象施設を都内に設置する民間事業者及び区市町村に対し、
  - ・当該施設等の開設
  - ・訪問看護ステーションの大規模化(緊急時訪問看護の体制整備等を目的に、訪問看護事業所の看護職員を増やすこと等)やサテライト型事業所の設置の際に必要な初度経費について都が補助する事業及び都から交付された補助金を財源の全部又は一部として区市町村が民間事業者の初度経費を補助する事業なお、以下の条件を全て満たす場合に限り、「開設時」の定義に、「災害復旧時(再

開設時)」も含まれることとする。この場合、新規開設時に開設準備経費支援事業の補助を受けている施設等であっても、災害復旧時にあたっては当該事業を再度活用できることとする。

- ・「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害指定されている災害により被災した施設等であること。
- ・暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、建物が倒壊・水没する等、全壊・大規模半壊・半壊（罹災証明書の交付に係る被害認定による等）し、かつ既存施設を休止し、施設を再び開設する場合もしくはこれと同程度であること。

(2) 別表2に掲げる対象施設を都内に創設(新たに施設を整備すること。)する民間事業者及び区市町村に対し、当該施設等の開設の際に必要な次世代介護機器(経済産業省と厚生労働省の定める「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する機器)の導入に必要な経費の一部を都が補助する事業及び都から交付された補助金を財源の全部又は一部として区市町村が民間事業者に次世代介護機器導入に必要な経費の一部を補助する事業。

ただし、老人福祉施設整備費補助要綱、介護老人保健施設施設整備費補助要綱、介護医療院施設整備費補助要綱及び認知症高齢者グループホーム整備促進事業補助要綱に規定するデジタル介護機器等コンサルティング等経費補助を活用して施設のDX化計画を作成していることを補助条件とする。

(対象除外)

第4条 次に掲げる場合は、補助対象としない。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定める地方公務員の給与に充てる場合
- (2) 他の補助制度等により現に経費の一部又は全部に補助を受けている場合
- (3) 社会通念上適当と認められない経費に充てる場合

(暴力団等の排除)

第5条 次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

(交付額の算定)

第6条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、補助事業ごとの交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1)別表1に規定する事業

ア 別表1の第2欄に掲げる対象施設ごとに、第3欄に掲げる交付基礎単価に第4欄に掲げる単位を乗じて得た額と、対象施設の円滑な開所に必要な、開設前の6月に係る第5欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 別表1の第1欄に掲げる区分のうち、都補助事業については、アにより得た額を交付額とする。

ウ 別表1の第1欄に掲げる区分のうち、区市町村実施事業及び区市町村補助事業については、アにより得た額を第1欄に掲げる区分ごとに合計し、得た額を交付額とする。

エ 別表1の第5欄に定める対象経費の支出が複数年度にまたがり、その初年度の支出についてこの補助金の交付を受けた者については、ア中「第3欄に掲げる交付基礎単価に第4欄に掲げる単位を乗じて得た額」とあるのは「第3欄に掲げる交付基礎単価に第4欄に掲げる単位を乗じて得た額から前年度の決定に基づき交付を受けたこの補助金の額を差し引いた額」と読み替えるものとする。

(2)別表2に規定する事業

ア 別表2の第2欄に掲げる対象施設ごとに、第3欄に掲げる補助基準額と対象施設の開設前の6月に係る第5欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額とする。

イ 別表2の第1欄に掲げる区分のうち、都補助事業については、アにより得た額を交付額とする。

ウ 別表2の第1欄に掲げる区分のうち、区市町村実施事業及び区市町村補助事業については、アにより得た額を第1欄に掲げる区分ごとに合計し、得た額を交付額とする。

エ 別表2の第5欄に定める対象経費の支出が複数年度にまたがり、その初年度の支出についてこの補助金の交付を受けた者については、ア中「第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額」とあるのは「第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額から前年度の決定に基づき交付を受けたこの補助金の額を差し引いた額」と読み替えるものとする。

(申請手続)

第7条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書を別に指定する期日までに東京都知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

なお、交付申請書の様式及び手続については、別に定める。

(補助金の交付の決定)

第8条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類の審査等を行い、相当と認めたときは第10条に掲げる事項を条件に補助金の交付決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

(申請の撤回)

第9条 申請者は、この交付の決定の内容又はこれに付けた条件に異議があるときは、この交付決定の通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

(交付の条件)

第10条 この補助金の交付にあたっては、別記補助条件を付するものとする。

(交付方法)

第11条 補助金は、補助事業の完了後に交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払により交付することができる。

(補則)

第12条 補助の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表1

1 区分	2 対象施設	3 交付基礎単価	4 単位	5 対象経費		
都補助事業(※1)	定員30名以上の広域型施設等					
	・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	1,120千円	定員数			
	・介護老人保健施設					
	・介護医療院					
	・ケアハウス(特定施設入所者生活介護の指定を受けるもの)					
	・養護老人ホーム					
	・介護付きホーム(有料老人ホームであって特定施設入居者生活介護の指定を受け、かつ「介護専用型有料老人ホーム施設整備費補助」の交付を受けるもの)(※3)					
・訪問看護ステーション(大規模化やサテライト型事業所の設置)(*)	5,610千円	施設数				
区市町村実施事業	定員30名以上の広域型施設等					
	・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	1,120千円	定員数	特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床に必要な、開設前6月に係る需用費、使用料及賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費(※2)		
	・介護老人保健施設					
	・介護医療院					
	・ケアハウス(特定施設入所者生活介護の指定を受けるもの)					
	・養護老人ホーム					
	・介護付きホーム(※3に該当する場合)					
	・訪問看護ステーション(大規模化やサテライト型事業所の設置)(*)	5,610千円	施設数			
	定員29名以下の地域密着型施設等					
	・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	1,120千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては宿泊定員数とする。			
	・小規模な介護老人保健施設					
	・小規模な介護医療院					
	・小規模なケアハウス(特定施設入所者生活介護の指定を受けるもの)					
	・認知症高齢者グループホーム					
	・小規模多機能型居宅介護事業所					
	・看護小規模多機能型居宅介護事業所					
	・小規模な介護付きホーム(※3に該当する場合)					
	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所				18,800千円	施設数
	・都市型軽費老人ホーム				561千円	定員数
・小規模な養護老人ホーム	5,610千円	施設数				
・施設内保育施設						
区市町村補助事業	定員29名以下の地域密着型施設等					
	・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	1,120千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては宿泊定員数とする。			
	・小規模な介護老人保健施設					
	・小規模な介護医療院					
	・小規模なケアハウス(特定施設入所者生活介護の指定を受けるもの)					
	・認知症高齢者グループホーム					
	・小規模多機能型居宅介護事業所					
	・看護小規模多機能型居宅介護事業所					
	・小規模な介護付きホーム(※3に該当する場合)					
	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			18,800千円	施設数	
	・都市型軽費老人ホーム			561千円	定員数	
	・小規模な養護老人ホーム	5,610千円	施設数			
	・施設内保育施設					

※1 中核市の取扱いについては、別に定める。

※2 工事請負費の対象施設は\*表示されたものとする。

※3 第3条なお書き(災害復旧時(再開設時))に該当する場合は、介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)を対象とする。

別表2

1 区分	2 対象施設	3 補助基準額 (1施設あたり)	4 補助率	5 対象経費	
都補助事業	定員30名以上の広域型施設等	80,000千円	3/4	特別養護老人ホーム等の創設の際に必要なとなる次世代介護機器の導入に必要な経費、見守り支援機器又は介護業務支援システム(一気通貫となることが可能なもの)導入に伴う通信環境整備の費用。	
	・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室				
	・介護老人保健施設				
	・介護医療院				
	・ケアハウス(特定施設入所者生活介護の指定を受けるもの)				
・養護老人ホーム					
区市町村実施事業	定員30名以上の広域型施設等	80,000千円	3/4		特別養護老人ホーム等の創設の際に必要なとなる次世代介護機器の導入に必要な経費、見守り支援機器又は介護業務支援システム(一気通貫となることが可能なもの)導入に伴う通信環境整備の費用。
	・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室				
	・介護老人保健施設				
	・介護医療院				
	・ケアハウス(特定施設入所者生活介護の指定を受けるもの)				
・養護老人ホーム					
区市町村補助事業	定員29名以下の地域密着型施設等	37,000千円	3/4	特別養護老人ホーム等の創設の際に必要なとなる次世代介護機器の導入に必要な経費、見守り支援機器又は介護業務支援システム(一気通貫となることが可能なもの)導入に伴う通信環境整備の費用。	
	・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室				
	・認知症高齢者グループホーム				
区市町村補助事業	定員29名以下の地域密着型施設等	37,000千円	3/4		
	・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室				
	・認知症高齢者グループホーム				

## 1 都補助事業

実施要綱の5に規定する介護施設等の施設開設準備経費等支援事業のうち、都が補助する事業については、次の補助条件を付するものとする。

### (1) 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付の決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事は、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

### (2) 承認事項

次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するときは、補助事業者はあらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(ア)又は(イ)に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

(ア) 事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(イ) 事業の内容を変更しようとするとき。

(ウ) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

### (3) 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

### (4) 補助事業の遂行命令

(ア) (5)による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、知事は、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。

(イ) 補助事業者が、(ア)の命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、補助事業の一時停止を命じることがある。

### (5) 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、別に指定する期日までに、速やかに実績報告書に必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。

### (6) 補助金の額の確定

知事は、(5)の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等によって、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

### (7) 是正のための措置

(ア) 知事は、(6)の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認められるときは、補助事業につき、これに適合させるための処置を取るべきことを補助事業者に命じることがある。

(イ) (5)の実績報告は、(ア)の命令により必要な処置をした場合においてもこ

れを行わなければならない。

(8) 決定の取消し

(ア) 知事は、補助事業者が次の a から d までのいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

a 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

b 補助金を他の用途に使用したとき。

c 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

d 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(イ) (ア)の規定は、(6)により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(9) 補助金の返還

(ア) 知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(イ) (6)により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

(10) 違約加算金及び延滞金

(ア) 補助事業者は、(8)により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(イ) 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(11) 他の補助金等の一時停止等

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(12) 財産処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(13) 財産処分等に伴う収入の納付

補助事業者が知事の承認を受けて(12)の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、知事は、この収入の全部又は一部を納付させることが

ある。

(14) 財産管理

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、台帳の管理及び物品への表示等、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。

(15) 補助金調書の作成

補助事業者は、この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(16) 帳簿の整理

補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日(都補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(17) 消費税等に係る税額控除の報告

補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都に返還しなければならない。

(18) 寄付金収入の制限

事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(19) 事業実施のための契約手続

補助事業者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、都が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(20) その他

この要綱に定める条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を都に納付させることがある。

## 2 区市町村実施事業

実施要綱の5に規定する介護施設等の施設開設準備経費等支援事業のうち、区市町村が実施する事業については、1の(1)から(16)まで、(19)及び(20)を補助条件とする。この場合において、1の(1)から(16)まで、(19)中「補助事業者」とあるのは「区市町村」と、1の(12)中「30万円以上」とあるのは「50万円以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

## 3 区市町村補助事業

実施要綱の5に規定する介護施設等の施設開設準備経費等支援事業のうち、区市町村が都から交付された補助金を財源の全部又は一部として民間事業者(以下、「区市町

村補助事業者」という。)に補助する事業については、1の(1)から(7)まで、(15)、(16)及び(20)を補助条件とする。この場合において、1の(1)から(7)まで、(15)及び(16)中「補助事業者」とあるのは「区市町村」と読み替えるものとする。

さらに、知事は区市町村に対し次の条件を付するものとする。

(1) 決定の取消し

(ア) 知事は、区市町村又は区市町村補助事業者が次のaからdまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

a 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

b 補助金を他の用途に使用したとき。

c 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

d 交付決定を受けた者(法人その他の団体にあつては、代表者、役員、又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(イ) (ア)の規定は、1の(6)により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(2) 補助金の返還

(ア) 知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、区市町村の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、区市町村に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(イ) 1の(6)により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

(ウ) 知事は、(1)によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、返還の期間を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(3) 違約加算金及び延滞金

(ア) 区市町村は、(1)により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(イ) 区市町村は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(4) 他の補助金等の一時停止等

区市町村が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(5) 区市町村補助事業者に対する条件

区市町村は区市町村補助事業者に対して1と同等の補助条件を付さなければなら

ない。

(6) 財産処分等に伴う収入の納付

(5)により区市町村が区市町村補助事業者から財産処分による収入があった場合には、その収入の全部、又は一部を都に納付させることがある。

(7) 消費税等に係る仕入控除税額の納付

(5)により区市町村が区市町村補助事業者から補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の返還があった場合には、その返還額の全部、又は一部を都に納付させることがある。